

松江市製造業緊急現場改善支援補助金交付要綱

令和2年10月5日
松江市告示第546号

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市製造業緊急現場改善支援補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、松江市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。
- (2) 現場改善活動 生産性の向上、品質レベルの向上、安全性の確保等を目的として実施する、生産に関わる範囲全てにわたる業務改善活動で、製造現場の作業員自らが継続的かつ組織的に取り組むものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助対象者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

| | |
|---------------|---|
| 補助金の名称 | 松江市製造業緊急現場改善支援補助金 |
| 補助金交付の目的 | 新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が実施する現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の製造過程における省力化を支援し、事業継続及び競争力強化を図ることを目的とする。 |
| 交付の対象である事業の内容 | 安全性の確保を製造現場で担保し、生産効率の向上又は製造コストの低減を図るために必要な事業(当該補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。)とする。 |
| 補助対象経費 | 現場改善活動に要する別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 |

| | |
|----------|---|
| 交付の率又は金額 | 補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。 |
| 補助事業者の範囲 | 事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者 |

（交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 直近2期分の決算書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（現地調査）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市職員等による現地調査を受けることとし、改善前の状況及び改善後の効果の確認に協力しなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年10月5日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（読替規定）

- 3 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないこ

と分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表（第3条関係）

| 経費区分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 委 託 料 | 製造現場における安全性を確保する（新型コロナウイルス感染症対策を含む。）ための環境整備現場改善経費 |
| 工 事 請 負 費 | |
| 役 務 費 | 上記現場改善の実施に伴い生じる各種の経費 |
| 原 材 料 費 | |
| 備 品 購 入 費 | |
| そ の 他 | その他市長が特に認める経費 |